

翻刻・京都大学図書館蔵『仁王経供養相説』

落合博志

要旨 京都大学図書館に蔵される『仁王経供養相説』（仮題）を、中世文学の研究資料として翻刻紹介する。本書は、応仁の大乱に際会した書写山の僧が、『仁王経』の経説に照して、当時の墮落した人心や無策な為政者・仏法者に対し峻烈な批判を加えた警世の書である。都を焦土と化し、旧体制の最終的な崩壊をもたらしたこの乱の中で、一人の識者が何を考えたかという事例として貴重であると共に、『応仁略記』や『応仁記』に影響を与えた節が認められる点でも、注目されるべき資料と思われる。

ここに翻刻の形で紹介するのは、京都大学附属図書館に「仁王経供養相説」という書名で架蔵されている資料である。本書は、恐らく天台宗の元応寺流に関わりを持つ書写山の住僧と推定される著者が、応仁の乱による京都の焼亡と社会秩序の崩壊を目の当りにして、護国経典である「仁王経（仁王般若波羅蜜経）」の経説を拠り所に、当時の人心や、為政者・仏法者の態度に対して、峻烈な批判を加えたものである。応仁の乱を扱った他の文献とは異なり、乱の原因や経過の具体的な記述は全く欠けているが、未曾有の大乱を契機に述べられた警世の書として、その独特の主張が目される。また本書は「応仁記」「応仁略記」などとの間に一部共通する記述を含んでおり、特に「応仁略記」は直接本書の影響下にあると認めてよく、それら応仁の乱関係の諸書の成立と位置付けに関しても、貴重な考察の材料を提供するものと思われる。本書の著者・成立およびその提起する様々な問題の検証は、別にまとめる予定であり、今回はひとまず本文の紹介を行う。なお付載されている「聖徳太子十七个条憲法」は、本来的に本文と一体の関係にあると見られるので、併せて翻刻する。

書誌を簡単に記す。写本、卷子一軸。袋綴の冊子本の各丁を半葉ずつに切り離し、総裏打を加え、軸と表紙を付して卷子装としたもの。この改装は近代のものらしい。料紙は楮紙。紙高24㎜。紙綴本の状態で考えれば紙数十八丁で、本文は毎半葉九行、「聖徳太子十七个条憲法」は十行（一部十一行）に書写。室町後期頃の写本と見られる（誤写の様相から見て原本とは考え難い）。なお第一紙は丁の裏と思われる半葉であり、その前が失われているが、内容から推して欠落は半丁か多くとも一丁半程度と想像される。見返しの後に幅92㎜程の紙を新たに継ぎ、そこに「吉沢文庫」（吉沢義則氏）および「京都大学図書之印」の蔵印を捺す。函架番号、1—20／二別／1。貴重書指定。

なお本書は冒頭部分を欠いており、外題・内題は有無も含めて不明で、その他にも題記の類は見られない。「仁王経供養相説」という書名は、図書館のカードに記入されているものである。これは見出し風に記された17行目の文言

を取って、便宜的な仮題としたものと思われる。しかしそれは続く『仁王経』の引用文にのみかかるもので、全体の書名としては決して適当でないのであるが、しばらく現蔵者の整理書名に従っておきたい。
末筆ながら、本書の閲覧について御高配を賜り、翻刻をお許し頂いた京都大学附属図書館に対して、心より御礼申し上げる次第である。

〔翻刻凡例〕

- 一、改行は底本のままとし、上に通しの行数を10行おきに算用数字で付す。
- 一、字体は漢字・カナとも通行のものを用いる。但し一部の異体字・略字は生かしたものもある。
- 一、虫損や料紙の欠損にかかった字は、判読し得る程度に応じて□を宛て、または推測される字を翻字した上で？を付す。
- 一、本行のカナの大小は原則として区別しない。小字のカナで位置的に傍訓と紛らわしいものは、適宜に処理する。
- 一、音合符・訓合符は省略する。
- 一、私意により句読点および「」を施す。
- 一、補入・訂正、裏打紙に補筆された字、□や？を付した字、翻刻では表しにくい空格等につき、適宜下欄に注記する。

【仁王経供養相説】(京都大学附属図書館蔵)

(前欠)

効^{コウ}大焉^{ダイ} 無^ムレ瑞^{レイ}之^ノ積^{セキ}法^{ホウ}華^カ玄^{ゲン}義^ギ、序^コ瑞^{レイ}巨^{キョ}善^{ゼン}惡^{アク}事^ジ。

驚^{オドロク}之^ノ云^フ吉^{キチ}詳^{ショウ}、不^ズレ動^{ドウ}云^フ不^ズレ詳^{ショウ}矣^イ。漢^{カン}朝^{テウ}ニハ秦^{シン}始^シ皇^{クワン}之^ノ

古^コ、日^{ニチ}出^デ六^{ロク}輪^{リン}映^{エイ}レ光^{クワン}。則^{ソト}日^{ニチ}月^{ゲツ}恠^{ケイ}難^{ナン}是^シ也^イ。倪^{ケイ}云^フ者^ノ、

依^{ヨリ}レ勅^{ニク}射^{セツ}弘^フ之^ノ。本^{ホン}朝^{テウ}ニハ近^{キン}衛^{エイ}院^{エン}御^オ在^{ゾウ}位^イノ時^ジ、及^{ツキ}深^{シン}

更^ス鵝^ガ鳴^{メイ}宮^{キウ}中^{チュウ}、屢^ル惱^{ノウ}震^{セン}襟^{キン}。源^{ゲン}三^{サン}位^イ頼^{ライ}政^{テイ}、向^{ムカヒ}

闇^{クワン}夜^ヤ射^{セツ}落^{ラク}。弓^{キウ}箭^{ケン}德^{トク}是^シ也^イ。近^{キン}代^{ダイ}於^オ于^オ仏^{フツ}法^{ホフ}之^ノ威^イ

驗^{ケン}、慈^ジ威^イ和^ワ尚^{ショウ}在^{ゾウ}世^セニ地^チ震^{セン}示^シ恠^{ケイ}、天^{テン}變^{ヘン}告^{コク}凶^{クワン}。迺^{スナハチ}

大^{ダイ}衆^{シュウ}集^{マツ}テ、修^{シュ}一^{イツ}字^ジ金^{キン}輪^{リン}護^ゴ廣^{クワン}供^{キョウ}。三^{サン}七^{シチ}日^{ニチ}間^{カン}ニ、転^{テン}□

日^{ニチ}中^{チュウ}ノ難^{ナン}。次^ジ貞^{テイ}治^チ年^{ネン}中^{チュウ}、依^{ヨリ}慈^ジ明^{メイ}和^ワ尚^{ショウ}加^カ持^チ力^{リキ}、既^イ現^{ゲン}

生^{セイ}セ^レル癩^{ライ}躄^{ヘイ}子^シ、忽^{トク}転^{テン}安^{アン}泰^{タイ}依^イ身^{シン}。是^シ猶^{ユウ}上^{ジョウ}代^{ダイ}也^イ。今^{イマ}

五^イ十^{ジュウ}年^{ネン}前^{ゼン}、播^{ハク}州^{シュウ}一^{イツ}国^{クワン}平^{ヘイ}均^{クワン}損^{ソン}五^ゴ穀^{コク}之^ノ虫^{チュウ}有^ユテ、黎^{レイ}

民^{ミン}不^ズレ得^デ治^チ術^{ジュツ}憂^ウ悲^ヒス。依^{ヨリ}于^オ名^{メイ}匠^{ジヤウ}ノ一^{イツ}言^{ゴン}、於^オ書^{ショ}写^{シャ}山^{サン}

麓^{ロク}任^{ニン}金^{キン}言^{ゴン}請^{ケイ}百^{ヒャク}法^{ホフ}師^シ、如^ニ法^{ホフ}量^{リヤウ}修^{シュ}百^{ヒャク}座^ザ仁^{ニン}王^{オウ}講^{コウ}。

虫^{チュウ}類^{レイ}立^{リツ}却^{ケツ}テ、上^{ジョウ}下^ゲ知^チ仏^{フツ}法^{ホフ}之^ノ威^イ德^{トク}。凡^ニ常^{ジョウ}恒^{コウ}不^ズ変^{ヘン}

効の傍訓ルの上、シカ

詳、共に示偏に言偏を重ね書

出六輪とし、返点を抹消
倪、上声の濁点あり

震の上、空格

転の下、百か

播、巾偏に手偏を重ね書

術の左下の一、ヲに重ね書

天星、不^レ時^レ示^レ惟^ニ。是猶招^ク、轉廻之德^ヲ耳。雖有一性

具足自他ノ故、万法皆具善惡二途。行者一念之

祈願所、法界依正之都會也。以此理故、致^セ懇誠^ヲ。

○セル惡凶退散、移^シ不詳於吉詳、収^ム邪惡於性□。

□本有ノ至理也。次、聞^ク不詳於天聽、而不^レ被^レ遂^ニ其節^ヲ、

終而一朝廢滅セル一ノ先蹤在之。平家ノ乱是也。後

白□院御在位ノ間ニ、伶倫合奏曲^ヲ平調失^レ吟^ヲ、^{セイ}精音^ヲ

不^レ調。連日如此。声明道本所、大原来迎院二届^テ

決^ス之。彼山声塵曲、又如^レ右重^レ日。是則大原山ハ仏

法王法中間、以^レ音律理^ヲ天下。本願上人草創^ニ元

意是也。則樂人^{堂上}於来迎院音樂合奏。三

日三夜、終不^レ得^レ調。惟王道之御襟、国土災告^レ瑞□。

此分不移時日、自^レ樂道奏聞ス。然而、執奏之後無驚

動。是併平氏一門繁昌半、誇^レ榮失^レ道。角二条

六条高倉御政^重、去^テ寿永元曆比来、安德天皇

自水給、三種神器没^ス于西海。彼伶樂告^進鑑

示^ス現瑞。平調司^{王位}表事必然焉。「夫移^レ風易^レ俗、

莫^ク善^ク於^レ樂。謂^フ為^ニ天子^用樂省^{萬邦}之風、以^テ知^ル其盛

性の下、善か

本の上、是か

白の下、川か

瑞の下、云云か

此分、傍記補入

政の傍訓、セか

告の傍訓、ケか

俗の送仮名、ヲか

50

天神不_レ祐_ナ」ト云_セ占_シ文、大半如此。開_イ白_イ以來、不_レ聞_ル類_ヲ重_キ事也。

百官共ニ憂_フ。火災現起シテ五穀不_レ調_ヲ、君臣不和シテ

「吾朝ニハ是始メ、流星降テ告_ク凶。大兵乱、上_レ下_レ失_レ位_ヲ、

前代未聞ノ次第也。則陰陽家并諸家記録、各執奏アリ。

人々手ニ足ヲ握_キ居タル其剋、半時計ハ色ヲ損テ口語セス。

開の上、空格

40

六年乙酉九月十三夜、晴天払_ツ雲、明月光ヲ別_ツ。禁

中澄渡、殿上遊宴觸_ル嘉躅_ヲ折節、未申方ヨリ雷_{イカツチ}

轟_ト下_レテ王城ヲ指ト覚ヘシカ、清涼紫震之間御殿も早鼓倒_{ヤウチクツレヌト}

聞_ヘテ、其後鳴テ通ル音ハ、大鼓ヲ打統_{クル}ニ同_シ。則_チ掣_ク電_ヲ、焰_{ホノヲ}、

別_{カチ}又雷ヲ震_ルフ。大内竹院御番勲役ノ月卿雲客

失_レ色、明月ノ御遊モ心境相違シ、興ヲ醒_セル珍事也。禁中

御勅襟ヲ始トシテ、上下万民己々カ上ニ早落懸レリト、

禁の上、空格

代不_レ聞_ル其沙汰。現行セル現瑞猶不_レ見_レ之、遥冥_{ナル}伶樂

□_ク今_ノ代_ニ豈_ニ驚_シ靈_ニ瑞_ニ乎_ニ。親_{マノアツリ}不_レ思_ル儀々々々有_トハ知_テ

有_ト□_ク不_レ驚_ル。当年大乱現行シテ、人皆色ヲ失_フ。去々年寛正

以_ス樂_ノ聲_ヲ知_ル之。知_ル之_レ則_チ移_レ之。故云、移_シ風_ヲ易_ル俗_ヲ、莫_シ善_シ於_レ

「樂」云ヘリ。爰暨_{ヲヨシテ}代澆季、迫_ニ人澆薄_ヲ。以_レ樂識_ル天下_ヲ、当

薄の傍訓、ハカ

□の送仮名、テカ
失、下半分欠

五畿内并江州美濃尾張近国ハ、同躰也ト申ス。剩

江州辺ニハ、虚空ヨリ大磔ヲ打下ス。彼石ノ様、大小ノ色々

□之。不思議異形ノ事共也。此告、既開白以來始也。近国

遠国万民失レ色凶瑞、王臣位ヲ危ム鏢也。争テ、転悪

成善、転禍為福ノ秘術ヲ求、法財ヲ聚サラン。日本小国ト申

乍、王城守護ノ山々ハ四方ニ覺ヲ並、和光利物ノ月ノ光ハ

独リ日域ノ空ニ耀、神威仏徳、何事カ治術ノ方法乏カラシ

然衆生之内災、邪三毒熾盛ノ色ヲ知レト告タル現瑞

ナルニ、押ル秘伝ヲ不レ訪ハ。外災ヲ示ス天魔破順ハ咲壺ニ

入タル世界悉壇、折ヲ悦フ可為レ天下。桓武之御願ヲ一天ニ

弘メシ伝教大師之誓約トハ、四部七衆ノ出家安穩ナラン法

度也。□法度ハ、出家ハ元ヨリ三学戒定ノ修練、弘法利

生ノ行業、諸宗ニ亘テ制ヲ守リ、在家俗方ノ道広シ。要ヲ

取テ言ハ、仕能工商ノ四ナルヘシ。「百官位ヲ受ル時、菩薩戒ヲ

受」ト定ル是也。此法度ヲ守リ行スル古ヘノ世季ニハ、悪靈邪

神便ヲ失テ、国家安泰上下意ニ任ス。護国三部ノ法花 仁王 般勝王

妙典ハ吾山日用ノ講読、此上ニ東寺山門真言止観、

各室ニ伝ル妙術アラン。四海八誕、悉般若ノ法味ヲ納

送飯名口の下、スを抹消

之の上、在か

王の上、空格

桓の上、空格

法の上、其か

神、傍記補入

70

受ス。其法味トハ、衆生ノ邪三毒ニ不_レ被_レ侵、無我無欲ノ心地也。以_レ是般若ノ鉢、「諸仏衆生、心識ノ神本」ト説リ。兩宝神珠ト云、降魔ノ利劍ト云是也。如此ノ無想清淨ノ

智□ニ心ヲ住セシメハ、何物カ寄宿シテ、国土ノ人民ヲ損壞スヘキ。

□□性ヲハ一念モ不_レ引立シテ、客塵煩惱ノ鉢モ無キ我相

人相ヲ吾心ト執シテ、親ノ物ヲ子カ貪リ、傍輩ヲ突落テ

我_レ独リ身ヲ立ントノミ振舞程ニ、一天皆盜賊世界ト成。

爰ヲ以テ仁王經ニ云ク、「人壞_レ仏教_レ得_レ大罪禍_レ、正教

衰薄_レ民無_レ正行、六親不和_レ天神不_レ祐_レ、疾疫惡

鬼日々來侵害、災恠首尾連禍_レ、死_レ入_レ地獄餓鬼

畜生。若出_レ為_レ人、兵奴果報。如_レ響如_レ影。如下_レ人夜書

火滅_レ字存_上。三界果報亦如是」ト説リ。此説、今ノ

代ニ当テ明鏡タリ。一度文字ヲ書付ヌレハ、其当座ヲ過

火ヲ炬_{トシテ}見者ハ無ケレトモ、付タル墨ハ不_レ失如ク、一タヒ怨害

一念ノ慎恚_{トシテ}ノ火ヲ以テ惡逆ノ墨惑ヲ施ヌレハ、続_テ慎恚

火ヲ炬_{トシテ}ネトモ、付タル惡鉢ノ失スル事ハ無ク、広劫多生ヨリ

輪転生死セリト示シ給。然ニ無量無辺ノ国ナレハ、他方世界ハ

兔毛候へ、先日本ノ衆生ノ安穩ナラン事ハ、宝ノ山ニ入テ心

智の下、城か
性の上、或いは本か

タリ、也を消して傍記
怨、死を消して怨いと傍記

ヨリ貧窮ヲ構タル風情也。愚人夏ノ虫、飛テ入レ火ヨト押へ、
 仏教ノ定木ヲ以テ、衆生ノ誤、荒無レ勿躰ヤト示ス程ハ、国モ

時、死に重ね書

国ニ、官位モ々々ナルヘシ。故ニ、仁王経ニ「聖人去時、七難必起」ト
 説リ。如此ノ定木ヲハ、仏法ノ本寺本山ヨリ可レ被レ示。然ニ何
 事モ昔事ト成テ、今ハ本寺本山事ニ超テ欲ノ幢ヲ并ル

躰ナレハ、争カ道ノ道タル理ヲ示ン。求メ尋ル御願モ無ク、勸テ示ス

聖人モ無シ。冥ヨリ冥ニ入レルナルヘシ。先年宝徳二年、定願寺鎮増和上

九月廿六日本寺元徳寺入院有テ、同十二月十三日御受戒、始而

参内。円戒御伝受国師勸請、仙洞御在位ノ

当初、今ハ昔ト成ニケリ。其時戒儀段々ノ法談叡感ノ余、

年ヲ隔テ重而勸請アリ。是則後崇光院崩御ノ

後百今日御追善康正式九月、自播州被レ召テ法花ヲ被レ講。首

尾廿日、御報恩如レ御願成就シ給訖。其後重又勸請、

翌年康正三年五月八日、仁王経ノ講談白八日。十六日ハ、心経一座ニ講
 讚畢。仁王ノ大意、護国ノ心理般若無想之智力、誠ニ

断迷開悟、併七難即滅七福即生セリ。御在位卅余

近代ニハ宝祚延長ノ尊徳、稍誕秀シ給ヘリ。是則

仏法渴仰之御願、函蓋相応時ヲ得給ル謂露訖。

其日夜ニ入テ、竹院ニシテ御受戒。親王家伏見殿、
并一宮御童形十六歳、当今御在位已前御事は也。両

御所共ニ、仁王經日々ノ法談ニ無御参内之儀間、無御本意

御事ニ被思食、御受戒。此次ニ四非常、偈御所望、并御即

位ノ灌頂、何モ々々甚深之次第、不能委スルニ。四非常偈ハ、

110 長老染レ自筆進上之。御在位之間四海無事、思出之昔卜

成ヌ。如今代者、其時ノ法談共、於レ朝家ノ滿散ト可謂之

風情也。仁王經ニ云、

「我今五眼、明見三世、一切國王皆由下過去世侍中

五百仏、得レ為レ帝主。一切聖人為來彼國中、作レ大

利益。若王福尽時、聖人皆為捨去コトヲ。聖人去時、七

難必起ト説リ。

又、仁王經供養相説云、

受持品第六「仏告大王、応レ作ル九色幡、長九丈、九色花高二

丈、九玉箱、九玉巾、千枝灯高五丈、亦作七宝案

以經卷置上。若王行時、常於其前足一百歩。是

經ヨリ常放レ千光明、令レ千里内七難不起、罪過不生。

若王住時、作レ七宝帳、帳中七宝高座、以經卷置

御本意の御、傍記補入

主の右下、コトヲを抹消

レ上、日日供養散^シ花焼^ク香、如^ル事^カ父母^ス如^ス事^カ帝釈^ニト云へり。

金言如此。加様ノ金言不^ル来悪所ハ不及力、弥離

舍ノ境ナレハ、業生ノ果報マテニテ失^テ方法、七難モ起リ、從[?]

冥々ニモ入ナン。於^テ日本吾朝「上古ノ賢王明皇ト□□、

護^リ金言^ニ糺^ニ五常^ヲ。是護^リ国土^ニ給^フ故也。花山法皇ハ、

書写ノ聖人御請看ノ為ニ、遙々ノ播州マテ行幸兩度。

130 都而代々ノ御儀如此、不能記之。仏、此經ヲ国王ニ授給フ

故ハ、世界ノ主驚賞^{アレンキ}既有事ヲハ、一天下皆賞^{アレンキ}既申也。

上古ノ仏法繁昌ハ、国土ヲ守ル主御賞^ル既ニ依テ、万民

皆如此。世界国土、随而又七福即生セリ。当世御賞^ル既

有物ハ、觀世金春二人舞ナント申ス異類ノ者共、禁

中ニ昇殿シ、国ノ宝ト成ル。誠実^ツノ言^{ミコトハ}、金言^{ミコトハ}、有^リトタニ

沙汰モ無シ。思程七難ヲ招寄タル天下ト見タリ。

又云、「当^ニ国土乱^レ破^シ壊、賊来^テ破^シ国^キ時、当^ニ請^シ百法師、

仏菩薩^ノ像^ノ漢^ノ賢^ノ聖^ノ像^ノ各^ノ百^ノ尊、百師子^ノ高座^ヲ

立、高座^ノ前^ニ百灯明^ノ百種^ノ妙香^ノ百種^ノ色華^ヲ以供^テ

140 養。一日二時、講^シ讀^ス此經。百部鬼神、樂^{ネカフテ}聞^ク此經。此

從、左半分欠
王、聖に重ね書し、更に傍記

諸鬼神、護汝国土。乃至賊難火難水難風難一

切難、求富貴、求官位、求男女、一切果報四重五

逆因八難罪無量苦難、亦講読スヘシ。法用如ハト上ト

云?□□取意。吾日本国ニ此説ヲ持モテ、当年ノ様ナル難□

可レ会哉。誠手恨也。去々年ノ流星ニ驚テ、一年□

毎月諸寺諸山ニ仰テ、百法師ヲ内裏へ被屈請、

上件ノ説相ヲ、如説相公家ヨリ武家へ被成敗、并五

壇法孔雀明王尊勝法 六字河臨属星

供 冥道供、施餓鬼、百味、顯密ノ大法秘伝、サスカ

四个ノ大寺有シ程ハ、能持ノ行者モ時代ニ相応セル法

徳争無カ之ラン之哉。国家ノ費ト成ル妄想ノ作失シヲ

以テ、一段ノ御祈祷有マシカハ、九重ノ皇居辺地辺

方神社仏閣、焼失程ノ事可出来哉。申沙汰スル

明匠モ無ク、尋驚ク俗中モ不レ座アツマサ。今代ニ御修法ト□

大門跡ヨリ往還、如形ノ執統ノ様ヲ見申セハ、各諸門

跡ニ所領在之、門中之公事ニ出頭有躰ト成下ル有様、

百部ノ鬼神モ悪霊邪神モ、何ヲ力ニ可擁護哉。鬼

神ニ無シ枉盜ト定ム。若夫慚愧信案ノ衣服ニ意ヲ

乍、遠?に重ね書
難カの下、儀か
手、或いは別字か

能、某字を書きかけて重ね書し、
更に傍記

折、願を消して傍記

繫テ、慈悲ノ法服ニ事相ヲ莊嚴シテ、上件ノ經

說ヲ賞翫有テ御覽候へ。当年ノ様ナル様無キ大

乱ハ千里万里ヲ去テ、七難即滅シ七福即生セン

事、鏡ヲ懸テ不可疑之。関東先代ノ古、七代マテニ□□

ヘキ次第多カリケルニ、泰時在京ノ時、自然ト梅尾ノ明恵

上人ニ請看セラレ、連々法談ヲ聴聞有テ、無ニ被信仰。

或時間申サル、様、「我朝家ノ御代官ニ生レ、武将ノ家ニ

候ヘハ、人ヲ損スル造罪、威ヲ振フ名聞、併輪廻ノ基タリ。

仏法ノ心源、如何ト觀見有ヘク候覽」ト申サル。「又、世間ノ政道

更々不得レ政候。此重示給度候」。上人答言ク、「公武両

門ヲ初トシテ百姓万民ニ至マテ、己々ノ振舞、サナカラ

仏道修行也。武門尤其儀也。御振舞ノ外ニ、別ニ仏

道修行不可有之。但以心地政道シ給へ。凡一天四

海ハ、徳ヲ以テ政ル也。是ヲ七衆出家通授ノ受戒

ト云テ、吾朝ニハ伝教大師、大乘戒壇ヲ建テ、六十六个国家

各国講師ヲ定置テ、以法理上下万民ノ曲メル心ヲ制誡シ、

任ニ仏教ノ法度ヲ定ム。是国ヲ不損破ノ先帝ノ御願、渡唐

服、眼を消して傍記

ニの下、テカ

恵、右半分欠

武、門に重ね書し、更に傍記

菩薩戒^上、説^レ此意也。以^レ此意明患上人泰時ニ被^レ示事ハ、

「薬ハ病ノ根元ヲ知テ、医法ヲ成就ス。知病識^キ薬寿薬

ト云、是也。根源ヲ不^レ知者、薬ハ入テ病ハ不^レ愈カ如ク、天下ヲ

収^ムル根元ヲ御知候ハスンハ、何ト人ヲ誅^リり征罰シ給トモ、上下□□

理^ル事不可有之也。其根元トハ、欲ヲ御離^レ候へ。天下ニ相□□

訴人不絶者、我御心ニ欲ハ絶サリケリ、ト慚愧シテ御覽センニ、其

意願成就セハ、後ニ訴訟モ無ク成テ政^リ候へシ。堯舜^代ニハ、

都ニ程遠キ田舎ニ住ム百姓、田ノ畔ヲ人ニ譲テ、我^レ取^ラシト申シ

諍シ。国ハ替^リ、時代ハ替^リ候トモ、一天ノ主無欲ナラハ、天

下ハ収^ル候へシ」ト被示ケレハ、「佐テハ安キ事ニテ候ケリ」ト信仰

申サレケリ。依^レ之彼一代ニ、天下ノ儀送^レ年送^レ日人無欲ニ

成テ、後ニハ相論ト云事無ノミナラス、人ノ物ヲ不取^ト云

諍ニ成ニケリ。其代ニ或者、落書ヲシケリ。

190 水上ノ澄ルニ宿ル月影ハ流ノ末モ猶正直^{サツカ}ナリ

泰時ノ屋形散々ニ損テ、築地モ壊レ、内ヲ見通ス

風情ナレハ、「余ニ無^シ勿^シ鉢、御所ヲ被立候へ」ト訴訟申ケレハ、「日本

国コソ吾家ナレ。宮殿楼閣ハ我一言ニ可安ケレトモ、思^ヒ

歎^キヲ取聚メテ吾所トセハ、国ハ損滅シ、人ハ恨ヲ重ン。一天

ク、シに重ね書

下の下、法か共か

安全ノ道ヲ不得ハ、我何ヲ悦トセン」トテ、終ニ無承引。彼

泰時[?]ノ父時房ハ頓死シテ、讓ノ沙汰モナシ。泰時はヲ悦テ、

「親ノ子ヲ思フ様ニ計ハン。親ハ必ス、末子ヲ不便ニ思フ習也。先ニ

生ルヲ兄ト云、後ニ生ヲ弟ト云。共ニ是ニ親ノ血氣也、何□

隔異カ有ン。以^レ此理故ニ、所領ハ等分ニ可計」トテ、「我ハ□

200

末子ノ取ル程可領知」トテ、如形ノ分限ニ成テ、一家ヲ持チ

給ヒテ、計会無^リ申計カハ、築地ノ壞タルモ道理也。自身ヲ

捨テ、一天ヲ理タル証拠是也。泰時^{武藏守 修理亮 相模守} 時氏^{西明寺 是也}

西明寺ハ、祖父ノ政道以後天下目出度シトハ申セトモ、日

本少国トハ乍申六十六个国也。不知、訴訟叶ハテ愁訴ニ

沈ム者モ可^レ多^{カル}。我形ヲヤツシテ修行者ノ躰ト成テ、歎キヲ

止ント政道セラレケリ。此意アル慈悲ナラハ、居ナカラモ千里万

里ヲ可収也。誠ニ弓矢ヲ入^レ袋タル御代ナラン。佐テモく、当

時ハ何程損壞シタル政道ナレハ、王城長陣トハ成ケン。宮

殿樓閣モ陣中ノ獄屋ト成、一天四海ニハ嶮擲ノ兵

乱ヲ弘ム。角成テ後ハ何トモ了簡モ無、治術モ無シ。合

戦モ手ニ余リテ、今更止メントスレ共不^レ得^レ止^{コトヲ}。分国々々ハ

二人々々^ヲ、主有テ、国主郡司ノ甲斐モナシ。臣下位ヲ保タ

トテのテ、シ?に重ね書

ヒテ、へハ(ハは不明確)を消し

傍記

ネハ、国主聖朝、護国ノ柄ヲ失ヒ給フ。君臣道絶テ、国家

既ニ傾フケリ。伝教大師御作ノ毘沙門天、王城ノ艮角ニ

被安置事、当家殊ニ尊崇ノ元起、一天四海ノ平安

城此事ニアリ。鎮将夜叉ノ大事是也。然ニ彼毘沙門堂

廻録シ、結句門跡一流ノ聖教等、彼御堂ニ有テ炎焼

聞ユ。日月光ヲ失ヒ、闇夜ニ向テ目ヲ塞ク躰也。異国ヨリ

奪レサル先ニ、亡国ハ外ヨリモ不_レ来、流星告テ三年ト

申スニハ、太陽国ヲ陰没スル、言語道断次第也。

臣、司を消して傍記

天の右下、句切り点あり

堂、大部分補筆

焼、補筆。その左にトあるか

この丁、ここ（裏の四行目）で切
除。以下余白だったらしい

一、聖徳太子十七个条憲法云々但略本歟不分明 忤サロフ逆也五故切

一、和ナルヲ以テ貴トシ、無_レ忤ヲコハ忤コハ宗トセヨ。人ハ構テ偏執無ク、

多分ニ相隨ヘシ。而トモ、達者ハ少シ。是以君父ニ不_レ順

シテ、人ノ心ニ違フ。違モ凡夫ノ習ナレハ、強チ人ノ違ヲ瞋イカリル

事ナカレ。違モ瞋モ、共ニ是レ非也。上トシテハ、和ナルヘシ。和

時ハ下睦ムツ。々々爾時ハ上ニ徳アリ。下トシテハ、上ニ隨ヘシ。隨ハ

サル時ハ必罪アリ。サレハ上トシテ和ニ、下トシテ隨フ時ハ、事ノ

理リ何事カナラサラン。

傍訓サの下、カカ

イカリの傍訓、別筆らしい

二、篤^{アツク}三宝ヲ敬ヘシ。三宝トハ仏法僧也。是則四生ノ

証^{ヨクトコロ}帰、万国ノ極宗也。何ノ世誰人カ、是ヲ貴サラン。天命ヲ

与ヘスンハ、人ノ命^{オホムネ}アラシ。三宝助ヲ垂スンハ、人ノ助有ヘカラス。

三、承^ハレ仰必ス謹^シメ。君ヲハ天トシ、臣ヲハ地トス。天ハ覆ヒ、地ハ

載ス。天地相合時、万氣通スル事ヲ得。是以テ、君ノ言

ヲハ謹^テテ承^レ。上正直ニ行ヘハ、下必靡ク。若上トシテ非

道ヲ行ヘハ、下怨ヲ成。怨ハ是乱ノ基也。貴賤共ニツ、シム

ヘシ。

四、群卿百寮、礼ヲ以テ本トセヨ。是民ヲ哀ム基イ、国ヲ

治ル源也。上トシテ礼セサル時ハ、下^ト齊^トス。下ト、ノヲラサレハ、

国ノ乱必ス起ル。下トシテ礼無レハ、上^ト曠^トヲ成ス。曠^トヲ成セハ、

下必罪セラル。君臣礼アル時ハ国ヲサマリ、百姓礼アル

時ハ、身終ルマテ敢テ咎ナシ。

五、国ヲ知り所ヲ司ラン人ハ、尤^チ棄^テレ^テ欲^シ奸^マ敷^マ心ヲ離テ、明ニ

理非ヲタ、セ。百姓ノ訟ハ、一日ニ千事アリ。一日スラ尚尔也、

況累年ヲヤ。縦ヒ咎アル者ヲモ、^{マイナ}賄^ヲ得^テ聽^レ之、財アル

人ノ咎ハ罪ナシ。是、亡国乱世ノ謂レ也。財アル人ノ訟ハ、石ヲ

以テ水ヲ打ニ似タリ。財無キ者ノ訴ハ、水ヲ以テ石ヲ打ニ同シ。

250

故ニ貧キ民ハ理ヲ懐クト云ヘトモ、訴訟ヲ達セシテ悲ヲ成。
富ル人ハ非ヲ構ト云ヘトモ、訴訟ヲ達シテ悦ヲ成ス。是只
冥ノ知見ニ背キ、冥道於焉ニ闕ヌ。

六、悪ヲ留善ヲ勸ルハ、古ノ良典也。所謂二人ノ善キヲ見テハ
讚メ、誤リヲ見テハ匡セヨ。奸シキ者ハ、善ヲ見テハ隠シ、
悪キヲ見テハ顕ス。カ、ル人ハ国家ヲ覆ス毒、人民ヲ絶
劔也。上ニ対テハ密ニ下ノ過ヲ訴ヘ、下ニ向テハ則上ノ
失ヲ云。如此ノ人ハ、君ニ忠無ク、民ニ慈ミナシ。乱国ノ
基也。早ク跡ヲ削テ失フヘシ。

匡、上欄外に同字を注記

君、料紙の穴の關係で傍らに書直
す

260

七、左右無ク人ニ官ヲユルス事ナカレ。善人官ニアル時ハ、
喜フ音衢ニミチ、奸キ者司トル時ハ、禍イ乱世ニ
繁シ。胎内ヨリ知ル人ナシ。学スレハ智者ト成ル。若
自ラ善政ヲナスニ叶スンハ、智臣ヲ語テ問尋ヨ。智
臣世ヲ治ル時ハ、緩クシテ急ナルイタミ無ク、自カラ
寛也。依レ之国家久ク保チ、社稷危キ事ナシ。
故ニ古ノ聖王ハ、官ノ為ニ人ヲ求メ、人ノ為ニ官ヲ
求メス。

稷、訛字に対し正字を注記。それ
に従う

八、群卿百寮ノ君ニツカヘン事、朝ニ急キ參テ、

第八条、前条に続けて書き、符号

夕ニハ遅ク出ヨ。公事ヒマ無シ、終日尽シ難シ。是以テ
遅參ル時ハ急事ニ速ハス、早ク罷帰ル時ハ事尽
難シ。朝ニハ鳥ノ音ト共ニ參リ、夕ニハ鐘ノ音ヲ
聞テ帰ル、是レ君ニ仕ル礼也。

九、人ハ必信アルヘシ。信ハ是義ノ本也。其ノ善惡ノ成

敗事、要ス信ニヨル。偽奸シキ心無ク、事ニ信アルヘ□。

君臣共ニ信アル時ハ、何事カ成サラン。君臣共ニ信無キ時□、

万事悉ク敗ナン。

十、忿ヲ断チ、瞋ヲステ、人ノ違ヲ瞋サレ。人皆心アリ。心□

各処アリ。我理ト思フ事ハ、彼カ非也。彼カ理ト思フ事ハ、

我レカ非也。我レ必ス聖ニ非ス、彼レ必ス愚ニ非ス。共ニ

是凡夫也。是非ノ理、誰カ能ク知ヘキ。相共ニ知サル事、

環ノハシ無カ如ク也。是故ニ、彼イカラン時ハ我シツマリ、我瞋

時ハ彼シツマルヘシ。彼是共ニ瞋ル時キ、珍事忽ニ出ク。深ク

ツ、シント、瞋ヲ成ス事勿レ。我独リ得タリト云トモ、

衆ニ随テ行ヘ。

十一、憲法ニシテ、賞罰ヲ明ニスヘシ。功有ル者ニ賞ヲ行ハサレハ、

功アル人イサマス。咎アル者ヲ罪ニ行ハサレハ、咎ヲ犯ス者恐ヲ

にて訂正を指示。それに従う
速、及を消して傍記

ヨ、アに重ね書

上の臣、信に重ね書

環、玉偏に罪に作り、環歟と傍記。
傍記に従う
深源を消して傍記

者ヲのヲ、ニに重ね書か

十五、私ヲ閣テ公ニ向フハ、是臣ノ道也。凡人トシテ私アル時ハ、必恨アリ。憾アル時ハ、万事不同。々々則、以レ私妨レ公。理ニ違ヒ法ヲ害ル道、是ニ過タルハナシ。只臣トシテハ君ヲ仰キ、君トシテハ臣ヲ哀ム、是理ノ本也。

々々則、字間等に補入
公の下、ヘカラスを抹消
害、客に加筆して訂正か
是、傍記補入

成サス。但シ賞ヲ与ヘ、咎ヲ行ハンニモ、能々理非ヲ糺明シテ賞罰アルヘシ。乱リニ行フ事勿レ。

十二、国ノ司、百姓ヲ納ムル事勿レ。国ニ二リノ君ナレ。民ニ二リノ

主ナシ。国土ノ兆民ハ、御門ヲ以テ主トス。司ル処ノ官司ハ、

皆是君ノ臣也。何ソ敢テ、公ト共ニ百姓ヲ納メン。

十三、諸ノ官任スル者ハ、同ク司トル事ヲ可レ知。或ハ病シ、或ハ

他行スト云トモ、人ヲシテ吾知ル如クナラシメテ、公務ヲ防クル

事勿レ。

十四、群臣百寮、人ヲ嫉妬事勿レ。我レ人ヲ嫉メハ、人亦我ヲ

嫉ミ、互ニ嫉テ怨ヲ成ス時ハ、嫉妬ノ患其極ヲ知ス。智徳

人ニ勝レルハ人必是ヲ嫉ミ、才己ニ優レハ必是ヲネタム

偏ニ愚人ノ至リ、放逸ノ輩也。懸ル者ハ生□世□

知恵ナキ身ト生テ、千世ニシテモ一聖ニ遇フ事

難シ。若賢聖ヲ得スンハ、何ヲ以テ是非ノ理ヲ弁ヘン。

十五、私ヲ閣テ公ニ向フハ、是臣ノ道也。凡人トシテ私アル時ハ、

必恨アリ。憾アル時ハ、万事不同。々々則、以レ私妨レ公。理ニ

違ヒ法ヲ害ル道、是ニ過タルハナシ。只臣トシテハ君ヲ仰キ、

君トシテハ臣ヲ哀ム、是理ノ本也。

十、料紙截断のため殆ど欠損

十、料紙截断のため殆ど欠損

十、料紙截断のため殆ど欠損
我ヲのヲ、半分補筆
智、殆ど補筆。徳、すべて補筆
レル、某字を消して傍記
才、傍記補入

十六、民ヲ使ハンニ、ミタリニ使フ事勿レ。必時ヲ以テセヨ。是古ノ

良典也。冬ノ月ニハ間アリ、以民ヲ使フヘシ。春ヨリ秋ニ

至ルマテハ農桑ノ節也、民ヲ使フヘカラス。其レ農ナリハイセスハ

何ヲカ食ハン。桑セスハ何ヲカ着ン。

十七、大事ヲハ独リ不可レ計、賢衆ト共ニ相談スヘシ。

少事ハ是輕シ、必衆ト共ナラストモ足ナン。

此一巻、願轉四年甲子四月太子卅三歲令奉

推古天皇給之由、伝ニ見タリ。

給、傍記補入